

高崎市犯罪被害者等支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高崎市犯罪被害者等支援条例（令和5年高崎市条例第7号）第8条の規定に基づき、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する支援金（以下「支援金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含み、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2) 犯罪被害 犯罪行為により死亡し、又は重傷病（負傷又は疾病であって、その療養に要する期間が1か月以上であると医師により診断されたものをいう。以下同じ。）を受けることをいう。ただし、警察が被害届を受理するなど犯罪被害を認定した場合に限る。

(3) 犯罪被害者 犯罪被害を被った者であって、当該犯罪被害を被ったときに市内に住所を有する者

(4) 犯罪被害者遺族 犯罪被害者の家族又は遺族であって、当該犯罪被害者が犯罪被害を被ったときに市内に住所を有する者

(支援金の支給)

第3条 市長は、犯罪被害者又は犯罪被害者遺族に対して、支援金を支給することができるものとする。

2 前項の支援金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して支給する。ただし、他の地方公共団体から支援金と同種の金銭給付を受けた場合には、当該金銭給付の価額の限度において、支援金を支給しないことができる。

(1) 遺族支援金 犯罪被害者であって死亡した者の第1順位遺族（次条第2項による第1順位の遺族をいう。以下同じ。）

(2) 重傷病支援金 犯罪被害者であつて重傷病を負った者

(支援金の支給対象者)

第4条 遺族支援金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者又は犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子（養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。以下同じ。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が支給対象者と認めた者

2 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先とし、実父母を後とする。ただし、当該遺族間での協議において代表者を決定した場合は、その代表者（前項各号に掲げる者に限る。）を第1順位の遺族とすることができる。

3 重傷病支援金の支給対象者は、犯罪被害者本人とする。ただし、当該犯罪被害者が未成年者である場合又は当該犯罪被害による負傷、疾病等の理由により申請することが困難と認められる場合は、第1項各号のいずれかに該当する者が犯罪被害者の代理人として申請することができる。

(支援金の支給額)

第5条 支援金の額は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 遺族支援金 1事件につき30万円

(2) 重傷病支援金 1事件につき10万円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病支援金の支給を受けた者が、当該重傷病支援金の支給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合は、同項第1号に規定する遺族支援金の額から同項第2号に規定する重傷病支援金の額を控除して得た額を遺族支援金として、当該犯罪被害者遺族に支給することができる。

(支援金の支給制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、支援金を支給しない

ことができる。

- (1) 犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）がある場合。ただし、婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合については、この限りでない。
- (2) 犯罪被害者又は犯罪被害者遺族に、当該犯罪行為を教唆し又はほう助する行為や、過度の暴力又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発、その他当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為など、その責めに帰すべき行為があった場合
- (3) 犯罪被害者又は犯罪被害者遺族が高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等である場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者が当該犯罪行為を容認していたことや、犯罪被害者又は犯罪被害者遺族と加害者との関係、その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切ではないと認められる場合
(支援金の申請)

第7条 遺族支援金の支給を受けようとする者（以下「遺族支援金申請者」という。）は、犯罪被害者等（遺族）支援金支給申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。また該当がある場合は、次に掲げる書類を併せて提出するものとする。

- (1) 犯罪被害者が遺族支援金申請者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様な事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (2) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 重傷病支援金の支給を受けようとする者は、犯罪被害者等（重傷病）支援金支給申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害による負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書
- (2) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項の規定による申請ができる者は、第4条第2項に規定する第1順位の遺族、犯罪被害者本人又は同条第3項ただし書の代理人に限る。

(支援金の申請期限)

第 8 条 前条の規定による申請は、犯罪被害の発生を知った日から 2 年を経過したときは、申請することができない。ただし、申請期限内に申請をしないことについて、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(支給の決定)

第 9 条 市長は、第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の支給の可否を決定し、当該申請を行った者に犯罪被害者等支援金支給(不支給)決定通知書(様式第 3 号)により通知するものとする。

(支援金の請求)

第 10 条 前条の規定により支援金の支給の決定を受けた者は、犯罪被害者等支援金請求書(様式第 4 号)を市長に提出するものとする。

(支援金の支給時期)

第 11 条 市長は、前条の規定による請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る支援金を支給するものとする。

(支給決定の取消し等)

第 12 条 市長は、第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による申請を行った者が、支給を受ける資格がないと判明したとき、又は偽りその他不正の手段により支援金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消し、犯罪被害者等支援金支給決定取消通知書(様式第 5 号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、当該支援金を返還させることができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

（宛先）高崎市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号
被害者との続柄

犯罪被害者等（遺族）支援金支給申請書

1 遺族支援金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

犯罪被害者	フリガナ 氏 名			
	生年月日		年 月 日生	
	被害当時の住所			
	死亡年月日		年 月 日	
被害の概要	罪名 ※不明の場合は記載不要			
	受けた犯罪行為の内容			
	被害年月日		年 月 日	
	被害場所			
	事件捜査担当警察署		警察署	
	被害届	受理番号等 ※わかる方は記入		
		被害届提出日		年 月 日

2 添付書類（次のうち、必要なもの）

添付	必要書類	確認
☐	犯罪被害者が遺族支援金申請者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様な事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 ※該当する場合のみ	☐
☐	上記の他、市長が必要と認める書類	☐

3 申請事項に係る調査等への同意（□にチェック）

- ☐ 犯罪被害者及び遺族支援金申請者の住民基本台帳情報の確認を行うことについて同意します。
- ☐ 犯罪被害者の被害状況を警察に照会することについて同意します。
- ☐ 犯罪被害者及び遺族支援金申請者が、高崎市暴力団排除条例（平成24年条例第72号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないことについて、警察に照会することについて同意します。
- ☐ 遺族支援金申請者である私が、高崎市犯罪被害者等支援金支給要綱第3条第1号に規定する第1順位遺族（遺族間での協議で決定された代表者を含む。）で相違ありません。また、遺族間で問題が生じた場合には、遺族間において全て解決します。
- ☐ 犯罪被害者及び遺族支援金申請者の市税滞納がないことの照会をすることについて同意します。
- ☐ 高崎市犯罪被害者等支援金支給要綱第6条（支援金の支給の制限）に規定する各号に該当しません。

上記の申請内容に間違いありません。

（署名）_____

年 月 日

（宛先）高崎市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号
被害者との続柄

犯罪被害者等（重傷病）支援金支給申請書

1 重傷病支援金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

犯罪被害者	フリガナ 氏 名			
	生年月日		年 月 日生	
	被害当時の住所			
被害の概要	罪名 ※不明の場合は記載不要			
	受けた犯罪行為の内容			
	被害年月日		年 月 日	
	被害場所			
	事件捜査担当警察署		警察署	
	被害届	受理番号等 ※わかる方は記入		
		被害届提出日		年 月 日

《 裏面に続く 》

2 添付書類（次のうち、必要なもの）

添付	必要書類	確認
☐	犯罪等による負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書	☐
☐	上記の他、市長が必要と認める書類	☐

3 申請事項に係る調査等への同意（□にチェック）

- ☐ 犯罪被害者の住民基本台帳情報の確認を行うことについて同意します。
- ☐ 犯罪被害者の被害状況を警察に照会することについて同意します。
- ☐ 犯罪被害者及び重症病支援金申請者が、高崎市暴力団排除条例（平成24年条例第72号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないことについて、警察に照会することについて同意します。
- ☐ 犯罪被害者及び重症病支援金申請者の市税滞納がないことの照会することについて同意します。
- ☐ 高崎市犯罪被害者等支援金支給要綱第6条（支援金の支給の制限）に規定する各号に該当しません。

上記の申請内容に間違いありません。

（署名）

年 月 日

様

高崎市長 印

犯罪被害者等支援金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付で申請がありました支援金について、高崎市犯罪被害者等支援金支給要綱第9条により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 支給します

支援金の種類 ☐ 遺族支援金
☐ 重傷病支援金

支給金額 円

2 支給できません

（理 由）

（教示） 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に高崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高崎市を被告として（訴訟において高崎市を代表とする者は、高崎市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第10条関係）

犯罪被害者等支援金請求書

年 月 日

（宛先）高崎市長

請求者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号で通知がありました高崎市犯罪被害者等（遺族・重傷病）支援金について、次のとおり請求します。

1 請求額 金 円

2 振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農協									
支店名	本店・支店・支所・出張所									
預金種別	1 普通 2 当座									
口座番号										
口座名	フリガナ									
	漢 字									

※口座番号、口座名等がわかる通帳のコピーを添付してください。

年 月 日

様

高崎市長 印

犯罪被害者等支援金支給決定取消通知書

年 月 日付け第 号で支給決定した高崎市犯罪被害者等（遺族・重傷病）支援金について、下記のとおり当該支給決定を取消したので、高崎市犯罪被害者等支援金支給要綱第12条の規定により通知します。

記

1 取消しの理由

（教示） 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に高崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高崎市を被告として（訴訟において高崎市を代表とする者は、高崎市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。